

安全センター

[発行]

尼崎労働者安全衛生センター

[連絡先]

〒660-0802

尼崎市長洲中通 1-7-6

TEL・FAX 06-4950-6653



明日への伝言
アスベストシヨクからノンアスベスト社会へ
あやまれ・つぐなえ
アスベスト
中労連アスベスト対策部
患者と家族の命を守る会
尼崎労働者安全衛生センター

1,890円(当センター割引あり)

今年も尼崎市との話し合い

安全センターはアスベスト被害根絶の手を緩めない

アスベスト患者・家族の会と尼崎労働者安全衛生センターは一〇月九日、JR立花駅前フェスタ立花内の保健所で尼崎市と話し合いを行いました。参加者は一三名でした。

回答を事前に受け取る

この話し合いは毎年尼崎市に對



してアスベスト被害の根絶に向けて、そして被害発生状況の確認のため行ってきたもので、あらかじめ質問を提出し回答をえる場であります。今回初めて事前に回答書が出されました。結果、質問や回答の「朗読」がはぶかれ、話し合いの時間の短縮が図られて、双方にとっても貴重な質疑・討論時間となりました。今後もこのようなスタイルを望むところです。

さて、話し合いの中身に入るとしましょう。

質問項目の回答説明から思ったことを抜き出します。

アスベスト除去後の報告と

完了検査

質問1 延べ面積三〇〇㎡以上

の建屋のアスベスト使用状況の

松原 保(議長代行)

台帳づくりですが、取敢えずリストアップはされたと回答されています。しかし、すべての事業所等からの回答におけるリストアップではなさそうでした。引き続き尼崎市は所有者に対してアンケート回答を求め続けるそうです。(労働組合でもきっちり確認していること)

またその台帳の活用については、まだ進んでおらず、例えば火災が発生した折の消防局等との緊密な連絡がなされていません。尼崎市の縦断・横断的体制づくりが急がれるところです。

作業完了報告書の提出に関しては、飛散性アスベストの除去工事のうち、解体工事については実施されていますが、改修工事では作業完了報告は行われておらず、他都市で発生している保育所の天井

裏吹付けアスベスト除去工事を、子供たちのいる時間に作業がすめられたという事例などの教訓を如何に活かすか、問題が明らかとなりました。

石綿についての認識を

多くの市職員に

質問2 石綿含有建材調査者の法的資格ならびに職員の研修について、尼崎市は現段階ではあまり考えがなく、石綿調査について尼崎市の施設に関しては担当部局の委託専門業者まかせで行うとし、委託業者の姿勢に頼る状況です。施設管理者の石綿への認識如何による問題が起こりうるようです。危なげな状況です。担当職員の知識習得についても、職員個人に任せるのでは寂しい限りです。

専門知識を持った職員の配置は絶対に必要なのです。現場で得た知識を有する職員は何年か経つと異動するわけで、アスベスト専門職配置は後々までも配置基準として継続されていくからです。

「建築物石綿含有建材調査者協会」と「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」を結ぶ自治体についても、近隣他都市の状況を踏まえながらとしているが、いまだに他都市の状況についても十分には把握をされ

(裏へ)

2019年10月10日 神戸新聞

建物解体時

石綿建材使用

96件届け出ず

18年度、尼崎市内

建物解体の際、自治体への届け出が義務付けられているアスベスト(石綿)含有建材の有無について、尼崎市内で2018年度、市が立ち入った解体件数920件のうち、届け出をしていないのに使っていると指導した事例が96件あったことが9日、分かった。同日に市保健所で開かれた被害者支援団体「尼崎労働者安全衛生センター」との会合で市が示した。

解体工事の際、大気汚染防止法で「飛散性」、兵庫県条例で「非飛散性」の届け出を求めている。同市は12年度から、把握できる全ての解体現場に立ち入り検査を実施。18年度に指導した96件はいずれも非飛散性で、市は県外の業者が条例を十分に認識していないことが主な原因と見ている。

また、市は不特定多数の出入りがある民間建物に吹き付けの石綿が使われたかどうかを調べたり、除去したりする費用を一部補助する制度を設けているが、08(18年度の利用は21件(調査13件、除去など8件)にとどまることも報告された。(大盛周平)

(一面から)
ておらず、私たちの働きかけが急がれます。

まったく掲示をせずに

解体急ぐ業者あり

質問3 解体時の周辺住民への事前周知についての条例化は検討していくと思いますが、日時期限のない検討は絵に描いたもちです。担当部署職員の皆さんのより前向きな姿勢が望まれるところ

質問4 引き続き、届け出された解体物件の尼崎市職員によるすべての調査はぜひ必要で、尼崎市内のすべての物件の無届け解体をなくすため、ステッカー掲示を徹底させ、尼崎市民のすべてが監視していることを解体業者に知らしめ、何度も訴え続けなければなりません。

質問5 市職員のみならず、市民、特に子供たちにもアスベストの健康被害の知識取得のため、尼崎市主催のシンポジウム開催をはじめ、アスベスト被害の実態を公表し続けることが今後のアスベスト被害の減少につながるの、私たちががんばらねばなりません。

質問6 アスベスト測定・除去の補助制度について、アスベ

ト有りでリストアップされている事業者には繰り返しお知らせすること。

同僚の肺がん、

石綿が原因では？

質問8 「アスベスト資料センター」の設置は、行政の側の必要性認識が重要です。そして患者家族の会の参加・協力で運営することが重要です。

今回の回答も従来と変わらない残念な回答でした。尼崎市を動かすために、われわれの運動がもつと必要だと痛感しました。また、尼崎市が実施する様々な行事の機会に、アスベスト写真の展示等を行うことが必要です。

質問9 中皮腫・肺

がんの市内地区別発生率についてはクボタ救済補償にも大いに関係している、尼崎市にも汗をかくてもらねばなりません。尼崎市にデータを要求し続けることは重要です。そのためには患者・家族の会と安全センターの運動と活動団結は大切です。

石綿起因の肺がん患者の発症率が中皮腫発症の2倍と言われながら、認

定率が非常に少ないし、地域別認定率に大きな差があることは、国への働きかけは言うに及ばず、胸部CT検査の実施でブランク発生率を確認することが必要です。

質問10 国はアスベスト検

診・試行調査をやめて、一般の巡回肺がん検診だけですまそうとしています。この巡回検診からアスベストの検診につながる人は極端に少なく、継続した現行の調査が必要なことは明らかです。

質問11 アスベスト被害

(労災や公害)を明らかにさせるためには一自治体の発言では声が小さいので、多くの自治体の声が必要です。

従来の回答からは特別の前進はありませんでしたが、尼崎市のアスベスト対策の姿勢の後退をさせずに、一歩でも進めるためには、こちら側の活動・運動が重要であると痛感しました。

これからがんばりましょう！



「杖の置場
を見つけました」

大阪府下の市役所で

残業月160時間に慰謝料

25 社会 14新版 2019年(令和元年)10月4日(金) 毎日

「発病せずとも人格侵害」

長崎地裁支部 支払い命じる判決

最長で月160時間、毎月90時間を超える時間外労働を約2年にわたらせたとし、長崎地裁大村支部が、長崎県の製菓会社に対し、原告の元従業員に慰謝料30万円を支払うよう命じた。原告は具体的な病気を発症したわけではなかったが、判決は「心身に不調をきたす危険があり、人格的利益が侵害された」と違法性を認定。病気を発症していなくても会社側に慰謝料の支払いを命じたのは極めて異例で、従業員の長時間労働が常態化している職場に警鐘を鳴らす判決と言えそうだ。判決は9月26日付。同県大村市のちゃんぽん麺の工場で

働いていた原告の30代男性が、過酷な長時間労働をさせられたとして会社に慰謝料や未払い残業代などを求め、提訴していた。判決によると、男性は2012年6月ごろから17年6月に同工場に勤務、ミキサーに小麦粉を投入する作業に従事した。未払い残業代などを求めた退職までの約2年間は、時間外労働が毎月、過労死ラインとされる月80時間を上回る90時間を超えた。うち6カ月間は150時間を超え、最も長い月は160時間を超えた。宮川広臣裁判官は判決で「男性の心身の不調を認める医学的証拠はない」としながら「具体的な病気を発症するに至らなかったとしても、会社は安全配慮義務を怠り、2年余りにわたり、心身の不調をきたす危険があるような長時間労働に従事させた」と指摘。精神的苦痛に対する慰謝料30万円を含め、未払い残業代や付加金など計約480万円の支払いを命じた。判決では、自殺や病気の発症と業務との因果関係が問われてきた。病気を発症していなくても長時間労働のみで会社側の責任を認めた今回の判決を受け、原告代理人の中川拓弁護士は「労働環境の改善を促すうえで大きな意義のある判決だ」と評価した。裁判で会社側は「原告を含む従業員の健康状態や稼働状態には必要な配慮は尽くしていた。単なる長時間労働のみで不法行為は構成されない」と主張。判決を受けて会社の代理人は「判決は納得いかないので控訴する」と話した。

長時間労働に警鐘

脳田滋・龍谷大名義教授(労働法)の話 過労死したり、長時間労働で労働者が病気になるという事態は、今回の判決は多岐にわたるが、今回の判決はその手前の段階でも会社の安全配慮義務違反を認めた。健康を損なう危険性のある長時間労働は許されないと警鐘を鳴らし、パワハラやセクハラと同様に人格権の侵害を認めた点で司法の流れに沿った判断と言える。